

全ト協発第601号（環・適）

平成26年3月31日

各都道府県トラック協会会長 殿
地方貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 星野良三



「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業における5両未満営業所に係る運行管理者の選任義務付け措置に関する取扱いについて」の対応について

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、国土交通省自動車局より、別添のとおり通知がありました。

保有車両数が5両未満の営業所において、平成26年4月30日までに運行管理者の選任が必要となっておりますが、一部の事業者において選任できない可能性があることが判明し、地域におけるトラック輸送の状況等に鑑み、経過措置期間までの間に運行管理者試験を受験した事業者に対し、運行管理者の選任に関する計画書の提出により平成27年4月30日まで貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第1項違反に係る処分基準を適用しないものとされます。

つきましては、貴協会及び貴実施機関におかれましても本趣旨をご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

（本件に関する問い合わせ先）

公益社団法人 全日本トラック協会 適正化事業部 板倉

電話：03-5323-7245 FAX：03-5323-7230

E-mail：k-itakura@jta.or.jp

